

会報

宮崎県建設業協会機関誌

Monthly Association Construction Industry NEWS



一般社団法人

宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP : <http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail : info@miyazaki-kenkyo.or.jp



県土整備部長賞

工 事 名 : 平成22年度交付建設第11-31-3号
国道325号 河内工区 道路改良工事その2
施 工 者 : 株式会社 竹尾組
工事概要 : 盛土総量 $V=12,474\text{m}^3$
補強土壁工 $A=835\text{m}^2$
下層路盤工 $A=2,929\text{m}^2$
発 注 者 : 西臼杵支庁

取組の概要

本工事では、現道交通の安全確保のために当初設計の現場打補強土壁に対し、2次製品のテールアルメ工法を提案し、型枠等の落下物の危険性を最小限にするとともに工期短縮を図りました。

また、残土仮置場の隣接地が大雨により崩壊し、通学路である町道が通行止めになった際に、迅速に対応し生活道の確保を行いました。

宮崎県優良工事表彰

宮崎県環境森林部、農政水産部及び県土整備部が所管する建設工事について、工事成績が優秀であり、かつ、他の工事の模範となる取組を行っている工事を表彰することにより、建設関係業者の意欲向上を図り、あわせて公共工事に対する県民のイメージアップに繋げることを目的とした表彰であり、平成22年度より実施されている。本年度、平成24年度受賞工事を紹介する。

10

2013.OCT

No.468

目 次

◇平成25年10月の行事予定	1
◇県協会HP・会員専用サイト掲載項目案内（9月分）	2
◇県協会 会員の動き	2
◇宮崎県建設業協会員数の推移	2
◇宮崎県建設業協会	
1. 第6回常務理事会を開催	3
2. 第7回県土整備部との意見交換会を開催	5
3. 平成26年度宮崎県産業開発青年隊の隊員募集について	7
4. 特殊車両通行許可制度の遵守について	9
5. 技能労働者への適切な賃金水準の確保について	11
◇雇用改善コーナー	
1. 新規学校卒業予定者等の採用について	14
◇事業協同組合	
1. 全建協連総合補償制度ご加入のすすめ	15
◇技士会	
1. 「監理技術者講習」のお知らせ	17
2. 平成25年度第2回技術委員会を開催	17
3. 第18回 土木施工管理 技術論文・技術報告募集のお知らせ	18
◇建退共	
1. 建設業退職金共済制度加入促進強化月間について	19
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（8月分）	20
◇厚生年金基金	
1. 事業概況（8月分）	20
◇建災防	
1. 平成25年度宮崎県産業安全衛生大会の開催について	21
2. 死亡災害の発生について	22
3. 「宮崎県最低賃金の改正」について（宮崎労働局からのお知らせ）	22
◇火薬保安協会	
1. 保安手帳交付要領	23
2. 保安手帳所持者が新たに免状・資格を取得した場合の取扱要領	23
3. 講習会の日程について	24
◇保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（8月分）	25
2. 中間前払金制度のご案内	26
◇（公財）建設業福祉共済団からのお知らせ	
1. 建設共済保険加入促進月間 実施中!!	27

平成25年10月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	火			
2	水		車両系建設機械（解体用）運転第1種及び第3種技能特例講習（清武）	
3	木	九州建設業協会会長会議、専務・事務局長会議（福岡） 職業能力開発校長会議（大分）		
4	金	青年部連合会と鹿児島県建設業青年部会との意見交換会（鹿児島）	小型車両系建設機械（整地・掘削）運転特別教育（5日まで清武）	
5	⊕			
6	Ⓜ			
7	月			
8	火	九州建設業協会建築委員会（福岡）	丸のこ等取扱い作業従事者教育（清武）	
9	水	技士会セミナー（西都）		
10	木	技士会セミナー（高千穂）	全国建設業労働災害防止大会（11日まで新潟）	火薬保安講習（宮崎）
11	金	宮崎県議会9月定例会閉会	基金代議員会（宮崎）	
12	⊕			
13	Ⓜ			
14	Ⓜ	体育の日	体育の日	体育の日
15	火	宮崎県建設業協会第7回常務理事会及び県土整備部との意見交換会 第1回建築委員会	宮崎県建築協会安全大会（宮崎）	
16	水		基金納入告知書発送	
17	木			九州各県組合研修会（鹿児島）
18	金	宮崎県建設業協会第1回土木農林・労務対策委員会	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習（19日まで清武） 基金企業年金連合会九地協役職員講習会（福岡）	火薬類取扱保安責任者等知事試験合格発表
19	⊕			
20	Ⓜ			
21	月			
22	火		足場の組立て等作業主任者能力向上教育（延岡）	登録講師研修会（福岡）
23	水	労務費調査最終対策説明会（宮崎）		
24	木		全国林業労働災害防止大会（宮崎） 基金企業年金連合会九地協役職員研修会（延岡）	
25	金	県南産業テクノフェア2013（26日まで日南）	ローラー運転業務特別教育（26日まで清武）	
26	⊕			
27	Ⓜ			
28	月			
29	火	全国建設青年会議全国大会（広島） JCM特別セミナー（宮崎）	車両系建設機械（解体用）運転第2種特例講習・短縮講習（延岡）	火薬保安講習（高千穂）
30	水			火薬保安講習（日向）
31	木	九州建設業協会地域・定例懇談会（沖縄）	基金企業年金連合会理事長・企業年金トップセミナー（1日まで長崎）	

県協会ホームページ・会員専用サイト掲載項目案内（25. 9月分）

【ホームページ】

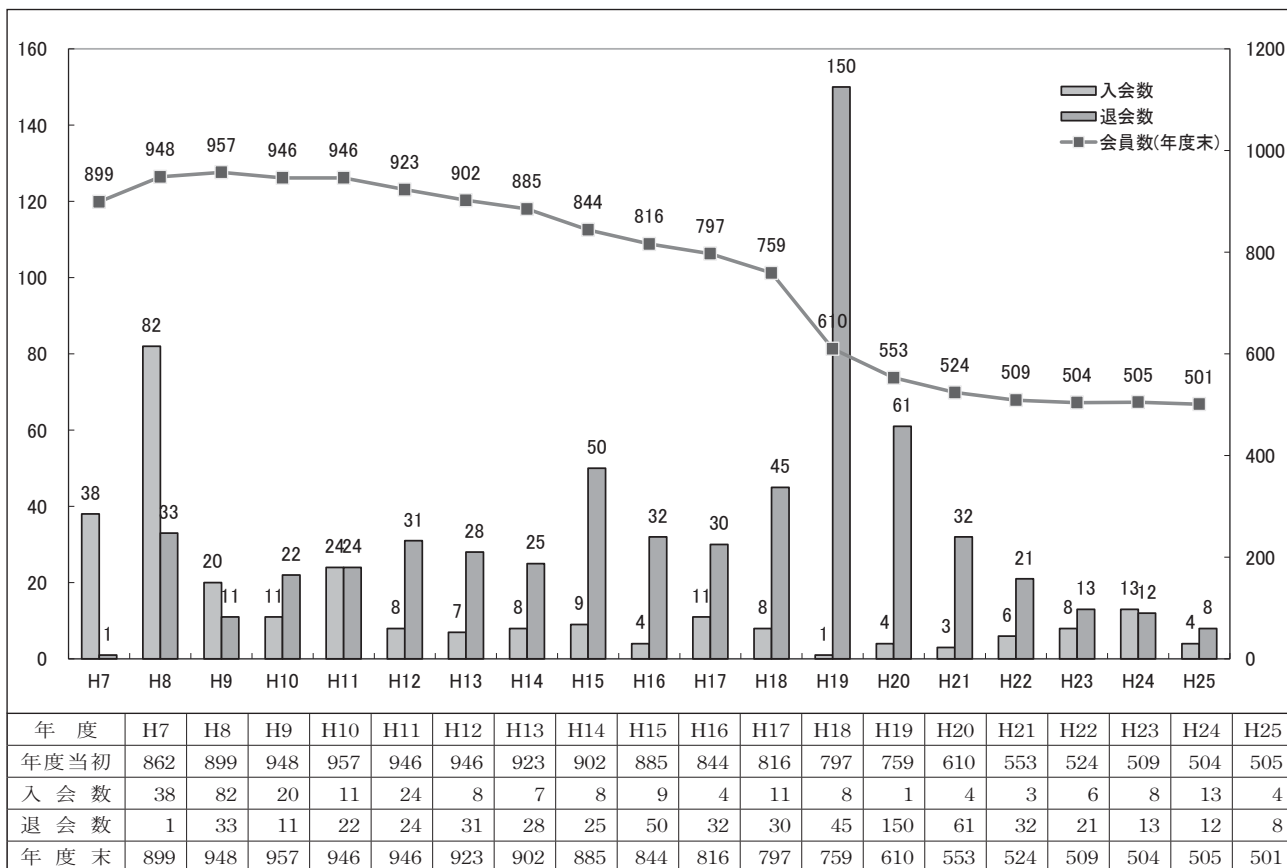
項	目	所 管	形 式
1	平成25年度（下期）2級建設業経理士「受験準備講座」のご案内（1月講座申込書等更新いたしました！）	宮 崎 県 建 設 業 協 会	PDF
2	平成26・27年度の建設工事等の入札参加資格審査申請について	宮 崎 県	html
3	【厚生労働省】平成25年度『見える』安全活動コンクール」の実施について（募集期間：9/1～10/31）	厚 生 労 働 省	html

県協会 会員の動き（9月1日～9月30日）

【退 会】

地 区 名	会 社 名	代 表 者 名
宮 崎	(株) 谷 口 工 業	谷 口 紘 幸
宮 崎	(株) 横 山 建 設	横 山 和 利
東 諸	(有) 藤 元 土 木	藤 元 泰 憲

宮崎県建設業協会会員数の推移



※H8支部として建築協会加入、H19建築協会脱退、H25は9月30日現在

1. 平成25年度第6回常務理事会を開催

平成25年9月3日（火）午後1時30分、第6回常務理事会が建設会館2階「委員会室」において、淵上・仁科常務理事を除く9名出席のもと開催された。

開会にあたり永野会長より「関東地方の竜巻や局地的な豪雨により激甚災害予算が一般会計予算を圧迫することが懸念される。また、県の発注見通しを見ると軌道に乗っていないように思われるし入札不調も発生している。各地区協会は状況を判断して対応をお願いしたい。」と挨拶され、議事に移った。

議題については次のとおり。

議題1 県との意見交換会について

議題1-1 指名競争入札（土木一式以外）の試行について

県からは、指名競争入札における「法面・舗装・建築一式」の各団体との意見交換会の結果について報告があること。そして、「建築一式」については8月9日に営繕課が開催した建築業協会と建築協会との意見交換会に本会も事務局が参加したため、その結果報告を資料として添付したが、意見交換会で営繕課からその説明があることを報告した。また、「建築一式」について高千穂地区から出された意見を資料として添付していることを報告した。

議題1-2 電子納品の試行について

県から電子納品の試行について説明があることを報告し、技士会技術委員会との意見交換会結果や諸問題点について協議した。

議題1-3 平成26・27年度入札参加資格審査について

今年は、県が入札参加資格審査申請時に若年労働者や技術者雇用対策の参考にするためのアンケート調査を同時に実施するため、その説明があることを報告した。

議題2 建設雇用改善推進表彰事業者の表彰推薦について

大谷課長が資料2に基づき、本会の平成25年度建設雇用改善推進表彰について、開催日時と各地区の推薦割り当てを説明して承認された。地区協会は9月30日までに県協会に提出することになった。

また、若年功労者の被表彰年齢を、30歳から35歳に引き上げることで「建設雇用改善推進優良事業所等表彰実施要領」の改定案を提案して承認された。

議題3 適正な賃金水準確保のアンケート調査結果について

大谷課長が資料3に基づき、全建の依頼により実施したアンケート結果について説明を行い、40社にアンケートを依頼して31社から回答があったことを報告した。



永野会長挨拶



第6回常務理事会

議題4 地域・定例懇談会における本会の提案事項について

榎村事務局長が資料4に基づき、8月29日（木）に行われた九州ブロック専務・事務局長会議で「南海トラフ地震・津波防災対策について」と「若年労働者の入職し易い労働環境の改善対策について」の2題を提案し、前者は定例懇談会の議題に、後者は大分県協会が取り纏めて地域懇談会の議題にすることで九州ブロック会長会議に諮ることになったことを報告した。

また、九州建設業協会からの情報として、次の4点を報告した。

- (1) 九州ブロック会長会として、平準化発注について九地整との意見交換会を要望していること。
- (2) 地域懇談会では、国交省から労務単価と社会保険の問題についての質問が予想されること。
- (3) 10月3日の九州ブロック会長会議の後、国交省本省及び九州地方整備局との意見交換会・懇談会が予定されていること。
- (4) 9月11日の九州ブロック労務対策委員会では、各県協会で「労務費UP」の対応について纏めておいて欲しいとのこと。

このことは議題3のアンケート結果を基に対応することになった。

議題5 その他

議題5-1 キャリア形成助成金について

- (1) 「助成金活用のポイント」の購入について

榎村事務局長が資料6-1に基づき、「助成金活用のポイント」を全会員分と各事務局分の合計550冊を購入することを諮り承認された。

- (2) 産業開発青年隊指定管理者の各地区訪問について

榎村事務局長が資料6-2に基づき、宮崎県産業開発青年隊の指定管理者から、各地区協会を訪問して助成金を活用した隊員募集のための説明会を開催したいとの依頼があったことを報告して承認された。

説明会実施日は各地区の理事会に合わせることになった。

※指定管理者依頼内容

指定管理者から、産業開発青年隊の運営協議会が9月11日に開催されるため、その日以降に開催される各地区理事会にあわせて説明会をお願いしたいとの依頼があった。また、指定管理者の山内センター長から、説明会前に各地区協会に挨拶に伺いたいたため、各地区協会事務局に電話をしたいとの要望があった。

議題5-2 不法投棄防止ステッカー掲示について

榎村事務局長が資料7に基づき、保健所から本会に不法投棄防止ステッカーの作成依頼があったことを受け、事務局から環境森林部の依頼により毎年会員にステッカーを配付していることを報告した。

議長から、各地区協会は地域内の不法投棄の実態状況を確認して、本会独自のステッカーを作成するかどうかを含めて次回常務理事会で継続審議することになった。

議題5-3 優良運輸事業者の積極的活用について

榎村事務局長が資料8に基づき、九州運輸局から本会に対して優良運輸事業者の積極的活用について依頼があったことを報告した。

議題5-4 衛星携帯電話に係る今後の計画（一部提案）について

大谷課長が資料9に基づき、衛星携帯電話の利用時期と納入時期、地区協会の電話番号について報告した。

行政への対応については、九地整と県土整備部には県協会から、県内26市町村には地区協会から周知照会することが承認された。

また、電話機器の説明会を、常務理事会、事務局長会議、事務職員会議で実施することが承認された。

議題5-5 支部会館改修における共済団特別助成の申請について

山崎副会長が資料10に基づき、延岡地区建設業協会が建設会館の耐震改修のため建設業福祉共済団に助成金を申請することを報告して承認された。

議題6 次回常務理事会開催日について

永野会長が次回常務理事会を10月15日（火）に開催することを提案して承認された。

次回の県との意見交換会には内田副知事が出席されるため、常務理事会の開催時間に変更があり得ることが報告された。

その他

- ・川上副会長から、宮崎地区協会管内で発生した労務単価に関する事例紹介があった。
- ・山崎副会長から、九州地方整備局より新技術活用システム等説明会への参加依頼があったことが報告され、可能な限り出席することとなった。

以上、午後2時50分、すべての議題を協議して終了した。

2. 第7回宮崎県建設業協会と宮崎県県土整備部との意見交換会を開催

平成25年9月3日（火）午後3時00分、建設会館5階「会議室」において、第7回目の意見交換会が開催された。

出席者については下記のとおり。

◇県土整備部

管 理 課：郡司部参事兼課長、高妻主幹、
日高主幹、平井主査
技術企画課：高橋課長、大坪課長補佐、桑畑主幹、
原口主幹、岩切主幹、春田主査
営 繕 課：上別府課長、松元課長補佐、
小川主幹

◇宮崎県建設業協会

常務理事会：永野会長、川上・谷口・山崎副会長
堀之内・林・仁科・河野・甲斐・
竹尾常務理事
事 務 局：岡田専務理事、水元顧問、
樫村事務局長、林田・東・大谷課長



永野会長挨拶

◆永野会長挨拶

県のHPで発注見通しを検索すると、第4四半期まで件数が増加している。そのなかに指名競争入札も相当数含まれているため制度の定着に向けて努力したい。また、本日は電子入札についての意見交換もあるためよろしくお願いしたい。

◆郡司部参事兼管理課長挨拶

指名競争入札は24件発注されて17件入札が終わっている。指名競争入札は地域企業の育成を目指したもののだが、そのとおり地域の業者が落札している。本日は指名競争入札について、他団体との協議を行った案について意見



郡司部参事兼課長挨拶

を伺いたい。また、今年の入札参加資格定期認定では建設業界への若手の入職と将来を考えるために、建設雇用労働者の状況調査を行うため協力をいただきたい。

◇県からの情報提供と意見交換

(1) 土木一式以外の指名競争入札試行について・・・技術企画課岩切主幹

資料に基づき、指名業者の選定基準について土木一式と土木一式以外との相違点が説明された。資料②の網掛け部分で相違点を示した。

- ・ 本会 →土木一式と同様に10社指名になるのか。法面と舗装は工事实績により点数の低い業者は除外して良いのではないかな。

県 →九州他県の指名も10社が多く、また、受注機会の確保を担保するうえからも10社で試行したい。今後議論していきたい。

- ・ 本会 →指名の実績のなかで点数差はどれほどあるのか。

県 →試行が始まったばかりであるため、データができていない。

- ・ 本会 →非指名理由の説明を求めたらどこまで教えてもらえるのか。

県 →選定基準14項目の総合点数と順位を説明する。

- ・ 本会 →舗装と法面は3千万円の工事が少ないが線引きをどうするのか。

県 →性質上指名も金額の低い工事主体になる。

- ・ 本会 →建築協会と建築業協会の防災協定の違いはあるのか。

県 →建築物に関する協定は両団体と締結しているが、大規模災害は建築業協会だけである。



第7回意見交換会

(2) 電子納品の試行について・・・管理課高妻主幹

資料に基づき、10月以降の受発注者協議による試行も、平成26年4月以降の試行も金額が3千万円未満等、対象外の工事であっても電子納品ができること等が説明された。

- ・ 本会 →電子納品はP Cの画面が見づらく、慣れないと時間が掛かるため専門員への指導をお願いしたい。写真を細部まで要求されると容量を超えることになる。二重提出を防ぐため、電子と紙の区別を専門員にしっかり指導をお願いしたい。

県 →対応を検討したい。

(3) 平成26・27年度入札参加資格審査について・・・管理課日高主幹

資料に基づき、今回の入札参加資格審査は申請時に「建設労働者の雇用状況に関する報告書」と「建設業の経営状況に関するアンケート調査」の提出がセットになること。調査結果により実態を把握して建設産業の人材育成につなげたいとの説明があった。

◇その他本会から出された意見

- ・ 本会 →宮崎地区と都城地区では組合が委託事業として、地域の保全管理を行う準備をしているが、県も推進していただきたい。

県 →委託業務は種類も多いため意見交換をして課題を整理したい。

- ・ 本会 →建設産業ビジョンを共に考えていただきたい。

- ・ 本会 →不落・不調が発生した場合は早めに協会に相談していただきたい。

以上、午後4時00分、意見交換会を終了した。

3. 平成26年度宮崎県産業開発青年隊隊員募集について

(指定管理者：学校法人 宮崎総合学院)

平成26年度の産業開発青年隊隊員を次のとおり募集いたします。

◎選考試験日・受験願書受付期間及び選考試験会場等

項 目	内 容			
募集定員	課 程	定 員		
	施工管理課程	40名(男・女)		
	専攻課程	20名(男・女)		
	計	60名(男・女)		
選考試験の区分	選考試験日	発表日	受験願書受付期間	選考試験会場
推薦選考試験 募集定員 (施工管理課程 24名) (専攻課程 12名)	平成25年 10月5日(土)	平成25年 10月11日(金)	平成25年 9月9日(月) } 平成25年 9月30日(月)	宮崎県建設技術センター (産業開発青年隊)
一般選考試験 Ⅰ	平成25年 11月23日(土)	平成25年 11月29日(金)	平成25年 11月1日(金) } 平成25年 11月18日(月)	宮崎県建設技術センター (産業開発青年隊) 宮崎県延岡総合庁舎
一般選考試験 Ⅱ	平成26年 2月8日(土)	平成26年 2月14日(金)	平成26年 1月15日(水) } 平成26年 2月3日(月)	〃
一般選考試験 Ⅲ	平成26年 3月20日(木)	平成26年 3月25日(火)	平成26年 3月3日(月) } 平成26年 3月17日(月)	宮崎県建設技術センター (産業開発青年隊)

※各課程とも定員に充足次第募集を中止致します。

選考試験概要(各会場共通)

推薦選考試験		一般選考試験	
受 付	10:00～10:20	受 付	10:00～10:20
説 明	10:20～10:30	説 明	10:20～10:30
面 接	10:30～(1人10分程度)	作 文	10:30～11:30
		面 接	11:40～(1人10分程度)

◎応募資格Ⅰ(入隊資格)【(各課程共通：原則として、県内在住者又は県内出身者とする。)

原則として、昭和58年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者(平成26年4月1日現在で、18歳以上30歳以下)】

1 施工管理課程(教育訓練期間は4月から翌年2月末まで)

学校教育法に規定する高等学校又は中等教育学校を卒業した者(卒業見込みの者)又は、これと同等の学力を有すると認められる者。

2 専攻課程(教育訓練期間は4月から翌年2月末まで)

学校教育法に規定する高等学校又は中等教育学校を卒業した者(卒業見込みの者)又は、これと同等の学力を有すると認められる者で土木建設分野に関する技術及び知識を有していると認められる者又は施工管理課程を修了した者。

◎応募資格Ⅱ(選抜方法)

1 推薦選考試験

1) 全寮制での団体実習訓練に耐え得る男女。

2) 高等学校を卒業見込みの者で、進学用調査書において出席率が95%以上であり、合格した場合入隊することを確約できる者。

2 一般選考試験

1) 全寮制での団体実習訓練に耐え得る男女。

◎応募手続き

1 提出書類（施工管理課程・専攻課程共通）

- 1) 宮崎県産業開発青年隊受験願書（写真は、6ヶ月以内に撮影したもの 受験票に50円切手貼付）
 - 2) 推薦書（推薦選考試験受験者）
 - 3) その他の書類
- ①高校在学者：調査書（進学用：申込日の属する前学期までのもの）
 - ②大学、短大、高専、専門学校在学者：卒業見込証明書、成績証明書
 - ③中学、高校、専門学校、大学等卒業生：卒業証明書、成績証明書、高等学校卒業程度認定試験合格証明書（旧大検）

2 入隊選考試験手数料（2,200円）

宮崎県収入証紙（2,200円）を受験願書に貼付してください。

受験願書受付後は、いかなる理由があっても入隊選考試験手数料の返金はありません。

◎受験願書の提出先及び問い合わせ先

宮崎県建設技術センター（産業開発青年隊） 隊員募集担当
〒889-1602 宮崎県宮崎市清武町今泉丙 2559-1
（専）0985-85-1600 FAX 0985(85) 2991

※受験願書の設置場所

・宮崎県建設技術センター（産業開発青年隊）、県内の高等学校、市（各支所）町村役場、土木事務所等

◎受験願書の受付

郵送で申し込む場合は、必ず郵便局の窓口で「簡易書留郵便」にしてください。その際、郵便局窓口で交付される「書留郵便物受領証」は受験票が到着するまで保管しておいてください。

◎受験票の交付

受験資格審査などの結果、申込書を受理したときは、随時受験票を郵送します。

なお、受験票が受験の2日前までに到着しないときには、上記の問い合わせ先に連絡してください。

◎合格発表

※発表方法は宮崎県建設技術センター（産業開発青年隊）正面玄関に提示（午前10時～）するほか、受験者全員に合否結果を通知します。

◎授業料及び経費（参考）

年間経費（施工管理課程・専攻課程共通、平成26年度の見込み額）

入隊料 （入隊時）	授 業 料		入隊時経費 （見込み）	その他経費 （資格試験受験費用、寮生活費等）
	年 額	月 額		
5,650円	108,900円	9,900円	20万円程度	年間35万円程度

※1 入隊時経費については、主に教科書、制服、実習服、製図道具などです。

※2 資格試験受験費用については、受験の都度、寮生活費については実費を毎月徴収します。
また、その他必要な経費が生じた場合も別途徴収します。

◎教育訓練期間

平成26年4月から平成27年2月末までの1年間です。

◎在隊中に受験できる資格・免許の種類

大型特殊自動車運転免許、車両系建設機械運転技能講習修了証、小型移動式クレーン運転技能講習修了証、火薬類取扱保安責任者、危険物取扱者、アーク溶接特別教育講習修了証、玉掛技能講習修了証、測量士補、情報処理技能検定、造園関連資格等

4. 特殊車両通行許可制度の遵守について（通知）

平成25年 9 月19日

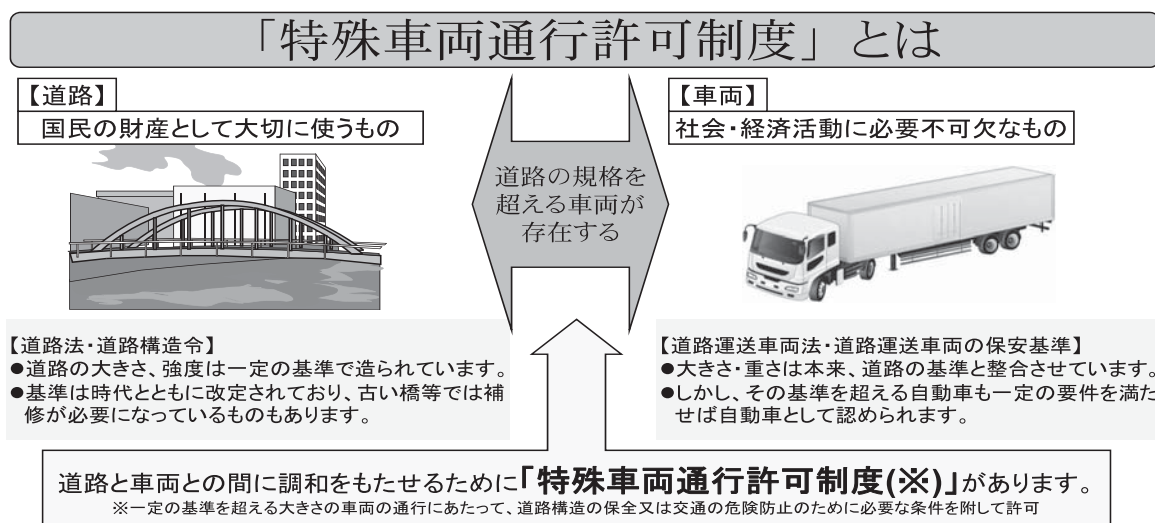
会員企業 各位

一般社団法人宮崎県建設業協会
会 長 永野 征四郎
(公 印 省 略)

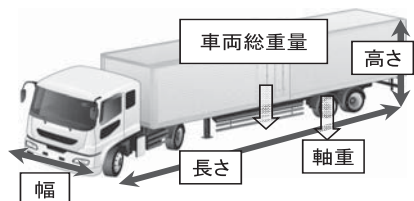
時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記のことにつきまして、ご承知のとおり、道路構造物の老朽化が急速に進行しており、長寿命化対策が求められております。

つきましては、それに伴い、本制度も下記のとおり厳格化されておりますので、法を遵守の上、老朽化対策、長寿命化対策をお願い申し上げます。



「特殊車両」に該当する車両



車両の大きさ、重さは、関係する法律等で下表のように決められています。

	道路の構造による限度 (車両制限令等)	参考	
		道路運送車両の保安基準	道路交通法
長さ	走行(連結・積載)状態で 12m ※トレーラ等連結車はほとんどがこれを超えます。	自動車単体で 12m ※「単体」なので、トラクタとトレーラは別扱いとなります。(それぞれが12mまで)	積載状態で自動車の長さの 10%を超えた貨物のはみ出しは不可 他の車両を牽引する場合は 25m
幅	積載状態で 2.5m	自動車単体で 2.5m	積載状態で貨物のはみ出しは 不可
高さ	積載状態で 3.8m (一部道路では4.1m)	自動車単体で 3.8m	積載状態で 3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で 20t (一部道路では車両の構造に応じて最大25t)	原則 20t ただし自動車の構造に応じて最大25t	積載物の重量は自動車検査証等に記載の 最大積載量を超えてはならない
軸重(※)	積載状態で最大 10t	最大 10t	規定なし

どれか1つでも超える車両は「**特殊車両通行許可**」が必要になります。

※軸重とは、1つの車軸にある全ての車輪を通じて道路面に加わる荷重の総和



国土交通省

「特殊車両通行許可」申請と許可

- 車両を通行させようとする者**(荷主、運送事業者等)またはその代理人(行政書士等)が申請できます。
- 道路管理者(国・地方自治体・高速道路機構等)は、申請された車両の大きさ・重さ等に関して「**技術的・物理的な観点**」から申請された経路を通行可能か否かの判断(審査)を行います。
- 複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者(例えば国道事務所)で**一括して手続き**(他の道路管理者との協議を含む。)を行っています。



【ポイント】

- 道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要。
(※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。)
- 許可期間は、車両や貨物の大きさ、重さ及び通行形態(1回の走行のみか、反復的な走行か等)により**最長2年まで**。
- 詳細は右記のURLをご参照ください。 <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

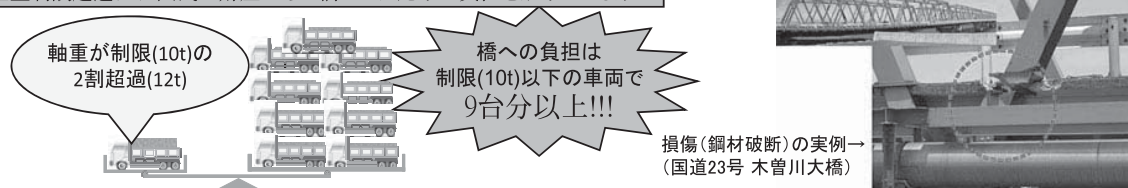
「特殊車両通行許可」に関して気をつけていただきたいこと

!!自動車検査証記載の「最大積載量」「車両総重量」以下の重量でも許可できない場合があります。

→通行経路の途中に強度が弱い(旧基準により設計された、又は重量制限違反車両の走行等により損傷した)橋がある場合は許可できないことがあります。

※ただし、迂回ルートによる申請や貨物を分解して積載重量を減らした申請によって許可できることもあります。

重量制限超過は、国民の財産である橋にこれだけの負担をかけています



!!許可された経路及び許可に附された条件による走行が必要です。

→許可は、車両や経路を限定して一定の条件のもと走行を可能とするものです。許可にあたっては、橋等への負荷を軽減させるために、あるいは交差点折進時における対向車両の安全等を確保するために前後に誘導車を配置する措置や、交通量の少ない夜間に通行する措置等を条件として附す場合があります。

これらを守らずに通行した場合、罰則の適用を受けることがあります。(道路法第102条第1号)

!!繰り返し違反があった場合、違反者に関する情報の公表を開始します。

→平成25年3月より、繰り返し違反を行った場合、是正指導を行い、それにも関わらず違反が確認された場合には、その違反者の名称や違反内容等を公表します。



国土交通省

5. 技能労働者への適切な賃金水準の確保について

平成25年度の公共工事設計労務単価が決定・公表され、前年度と比べ、全国平均で約15%、被災三県の平均では約21%の上昇となった。

近年の技能労働者に係る就労環境の変化は大きく、建設投資の大幅な減少に伴って、いわゆるダンピング受注が激化し、そのしわ寄せが労働者の賃金低下をもたらして、若年入職者が大きく減少しており、このままでは熟練工から若手への技能承継がされないままに技能労働者が減少し、将来の建設産業の存続が危惧されるに至っている。技能労働者の育成には一定の期間を要するものであり、ここで適切な対策を講じなければ、近い将来、災害対応やインフラの維持・更新にも支障を及ぼすおそれがある。

若年者が建設業への入職を避ける一番の理由は、全産業の平均を約26%も下回る給与の水準の低さであり、また、最低限の福利厚生であり法令により加入義務のある社会保険等に未加入の企業が多いことも大きな原因の一つである。

一方、現内閣は、その基本方針（平成24年12月26日閣議決定）において、「雇用や所得の拡大を目指す」ことを掲げるとともに、内閣総理大臣自身が経済界との意見交換会において、働く人の所得の増大を目指し、政府・経済界・労働界が大局的観点から一致協力して取り組むことによりデフレ経済からの脱却を図るとの方針を示している。

こうした諸事情を踏まえれば、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保は、建設産業全体の喫緊の課題であり、下記のとおり、適切な価格での契約及び技能労働者等への適切な水準の賃金の支払い等について、貴団体傘下の建設企業において、ご理解と適切な対応を図られたく、周知徹底方お願いする。

記

1. 技能労働者への適切な水準の賃金の支払に対する特段の配慮

公共工事の適正な施工を確保するためには、技能レベルが確保された労働者による施工が不可欠であり、こうした技能者の確保・育成には適切な水準の賃金の支払が極めて重要である。また、技能労働者に対して適切な水準の賃金が支払われることは、公共工事設計労務単価及び予定価格への反映を通じて発注価格の水準の適正化にもつながり、これにより技能労働者に対する適切な水準の賃金支払も可能になるといった健全な循環の実現に寄与することとなる。加えて、現内閣においては、公共投資の拡大を労働者の所得増加に結びつけ、消費の拡大、さらには生産の拡大を通じてデフレ経済からの脱却を目指しているところであり、公共事業の受け手である建設業における労働者の賃金引上げは、極めて重要な課題である。

平成25年度の公共工事設計労務単価の上昇は、直接的には発注者が積算する予定価格の上昇につながるが、これを技能労働者の処遇改善につなげるためには、建設業界全体が一定の共通認識を持った上で、取り組みを進める必要がある。

このため、これらの点に十分留意の上、適切な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請企業に対し、技能労働者への適切な水準の賃金の支払を要請する等の特段の配慮をすること。専門工事業業者においては、雇用する技能労働者の賃金水準の引上げを図ること。

なお、国土交通省においては、公共工事設計労務単価の上昇が技能労働者の賃金水準の上昇に結びついているか、別途実態を把握した上で、その状況を翌年度の公共工事設計労務単価の改訂に反映することとしているので留意されたいこと。

2. 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底

社会保険等への加入は、労働者を雇用する事業者及び労働者にとって法令上の義務であり、また、技能労働者に最低限の福利厚生を保障して、若年入職者の確保を図ることが技能承継を通じた建設産業の持続的発展に不可欠である。

今回改定された平成25年度の公共工事設計労務単価においては、技能労働者の加入に必要な社会保険料（本人負担分の法定福利費）相当額が勘案されているほか、既に平成24年4月に行われた現場管理費率式の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費についても、適切に予定価格に反映されるよう措置されている。

このため、元請企業においては、下請企業に対し、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額により下請契約を締結すること。また、専門工事業者においては、既に作成が進んでいる標準見積書及び作成手順書の活用等により見積書における法定福利費の内訳明示を推進するとともに、技能労働者に対し、法定福利費相当額を適切に含んだ額の賃金を支払い、その使用する労働者を法令が求める社会保険等に参加させること。

3. 若年入職者の積極的な確保

若年者の処遇改善により若年入職者を確保した企業が円滑な技能承継を通じて伸びていくことができるという健全な循環を形成することができるよう、今回の公共工事設計労務単価の引上げを若年者の賃金引上げと社会保険等への加入につなげることによって、これまで困難であった若年入職者の確保を積極的に推進すること。

4. ダンピング受注の排除

平成24年度補正予算の経済効果の早期発現を図り、デフレ経済からの脱却を図るため、さらには、近年のダンピング受注により下請企業へのしわ寄せが、技能労働者の賃金水準の低下や社会保険等への未加入といった処遇悪化を招き、これが若年労働者の確保に大きな支障となっている事態を改善するためにも、発注者から元請企業、下請企業を通じて技能労働者に至るまで持続可能性を確保できる資金が適切に支払われることが重要である。

このため、工事の品質確保に必要な費用を適切に見込んだ価格による契約締結を徹底し、ダンピング受注を排除するとともに、建設業法第19条の3に規定されているとおり、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないことについて、改めて徹底すること。

5. 設計変更に伴う下請企業への適切な支払

「公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について」（平成25年3月8日付け総行行第43号、国土入企第34号）2. (1)において、労務の需給に係る状況等から入札不調・不落が懸念される地域においては、地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について、「平成24年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について」（平成25年2月6日付け国技建第7号）を参考として適切な運用に努めるよう公共発注者あて通知されたところであるが、この措置に基づき、設計変更により発注者から追加費用が支払われる場合において、地域外からの労働者確保に要する費用（宿舍費等）や資材の遠隔地からの調達に伴う輸送費等を下請企業が負担しているときは、元請企業は、設計変更により追加支払が行われる趣旨にかんがみ、また、労働者に適切に賃金が支払われるようにするためにも、下請企業にその負担額を適切に支払うこと。

6. 労務費の急激な変動への対応

国土交通省においては、当分の間、各地域の技能労働者の賃金の推移を注視するとともに、賃金水準の上昇の兆しがみられる地域については、賃金の急激な変動により公共工事設計労務単価が賃金実態を反映しておらずに年度途中の見直しが必要かを検討するために、より詳細な調査を実施することとしているので、これにご協力いただきたいこと。

7. 資材不足等への適切な対応

公共工事の増加に伴う建設資材の不足や価格上昇についての情報を適切に提供いただくとともに、不足や価格上昇が具体化した際には、建設資材対策地方連絡会等を通じ、公共工事発注者、資材団体等と情報共有を図りつつ、連携して適切な対策を講じること。



雇用改善コーナー

平成25年 6 月 5 日

一般社団法人 宮崎県建設業協会
会 長 永野征四郎 様

宮 崎 県 知 事 河 野 俊 嗣



宮崎県教育長 飛 田 洋



宮崎労働局長 松 竹 泰 男



新規学校卒業予定者等の採用について（お願い）

新規学校卒業者等の就職に係る取組については、平素より御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県の雇用情勢につきましては、有効求人倍率が0.7倍台を維持しているものの、依然として厳しさが残り、改善の動きを弱めたままの状況にあります。一部には明るい動きが見られます。特に平成25年3月末における新規高等学校卒業者の就職内定率は99.1%と、調査開始以来、最高の結果となりました。このことは、県内の多くの企業や事業所の皆さまの御理解・御協力の賜物と深く感謝しております。

このような中、国及び県におきましては、求人の確保や就職支援等に全力で取り組みますとともに、キャリア教育の推進により、望ましい勤労観・職業観の育成にも努めているところです。

つきましては、一人でも多くの新規学校卒業予定者が希望する職業に就くことができますよう、求人枠の拡大及び早期提出、並びに大学や高等学校等卒業後3年以内の既卒者における新卒枠での応募受付につきまして、特段の御配慮をお願い申し上げます。

併せまして、関係団体の皆様及び事業主の皆様はこの旨御周知くださいますようお願いいたします。

（文書取扱）

宮崎県商工観光労働部労働政策課

宮崎県教育庁学校政策課

宮崎労働局職業安定部職業安定課

事業協同組合

組合員の皆さまを不測の事故からお守りする

全建協連 総合補償制度 ご加入のすすめ

総合補償制度は組合員のために作られた制度です。多くの皆さまから支持をいただいております。

第三者賠償補償制度

(施設所有管理者・生産物・請負業者賠償責任保険)

工事遂行中や引渡後の事故によって組合員に法律上の損害賠償責任が生じた場合に、「損害賠償金」や「訴訟費用」などをご加入金額の範囲内で保険金としてお支払いします。

★ 団体制度ならではの割安な賦課金水準を実現！

さらに最大25%の割引制度でさらにご加入いただきやすく！

無事故割引制度

品質管理(ISO等)割引制度

セット割引制度

優良業者割引制度

★ 補償内容も充実！ 基本補償内容に各種追加条項を標準装備！

大好評！

充実1 「レンタル建機賠償補償」

… リース・レンタル建設機械自体を損壊したことによる賠償責任を補償

充実2 「交差責任担保追加条項」

… 被保険者に工事発注者を追加、工事中の発注者への賠償責任も補償

充実3 「作業対象物担保追加条項」

… 工事中の作業対象物の損壊による賠償責任を補償

充実4 「年間包括契約方式」

… 工事の規模・工種を問わず全工事が対象（JVは工事ごとに個別引受）

充実5 「地盤崩壊危険担保追加条項」（オプション加入のため追加保険料が必要です。）

… 掘削工事の土地の振動や土砂崩れによる損壊等による賠償責任を補償

★ 安心の事故対応！ 代理店・保険会社と連携し、迅速対応

このほか「土木・建築工事補償制度」「傷害総合補償制度」にもご加入いただけます。
また、ご加入いただいた組合員は「全建協連オリジナル見舞金制度」もご利用いただけます。

土木・建設工事補償制度

(土木工事保険、建設工事保険)

- ・工事の目的物、材料(追加支給材を含みます。)
- ・工所用仮設建物
- ・現場内の什器備品などの火災、損壊、盗難等による損害を補償します。

傷害総合補償制度

(傷害総合保険)

- ・就業中や通勤途中のケガを補償します。
- ・熱中症による事故も補償。
- ・役員、下請負人も対象です。
- ・経営事項審査加点対象。
- ・団体割引20%適用。

全建協連見舞金制度(全建協連独自制度)

ご加入の補償制度に従って、次の見舞金が支払われます。

事故被災者見舞金

工事補償免責金額見舞金

土木工事災害見舞金

死亡・重度後遺障害見舞金

[お問い合わせ先]

(保険契約者) 全国建設業協同組合連合会(全建協連)

〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1 TEL 03-3553-0984 FAX 03-3553-0805

(引受保険会社) 株式会社損害保険ジャパン 営業開発第一部第一課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-3216

(取扱代理店) 建設協友サービス株式会社 〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1 TEL 03-3553-1015

ご加入は随時受け付けております。 お見積はもちろん無料！ お気軽にご相談ください。

平成22年度 全建協連各種補償制度の賦課金水準は下記の通りです。

第三者賠償補償制度

★各種割引制度★(全建協連独自の割引制度です。)

①無事故割引

1年間無事故	△5%
2年間無事故	△10%

②品質管理割引(ISO等)

ISO9000シリーズ等の取得	△5%
-----------------	-----

③セット加入割引

土木・建設工事補償制度もしくは 傷害総合補償制度にご加入	△10%
---------------------------------	------

④優良業者割引制度

経営事項審査で 800点以上	最大△15%
-------------------	--------

モデル例 ●無事故割引 : △5% ●セット加入割引: △10%
●品質管理割引 : △5% ●優良業者割引: 適用なし

★賦課金水準★

補償内容	Aコース	Bコース	Cコース	地盤崩壊危険担保追加条項
	従来型コース	充実補償コース	エコノミーコース	A・B・Cコース 共通
身体賠償	1名 1億円 1事故 3億円	1名 2億円 1事故 5億円	1名 5,000万円 1事故 1億円	—
財物賠償	1事故 3,000万円	1事故 1億円	1事故 1,000万円	1事故 2,000万円
免責金額(自己負担額)	3万円	なし(0万円)	3万円	5万円
被害者対応費用	10万円	10万円	10万円	—
事故被災者見舞金	5万円	5万円	5万円	—
完工高	第三者賠償補償賦課金			特約追加保険料
1億円	83,520円 (70,440円)	89,160円 (75,240円)	77,520円 (65,400円)	+ 30,000円
5億円	390,720円 (329,640円)	419,520円 (354,000円)	361,200円 (304,800円)	+ 150,000円
10億円	774,720円 (653,640円)	832,440円 (702,360円)	715,800円 (603,960円)	+ 300,000円

※上記賦課金はモデル例です。実際の賦課金は各種割引制度の適用状況によって異なりますのでご注意ください。
なお、() 内は損害保険料、賦課金との差額は組合制度運営費となります。

土木・建設工事補償制度

モデル例
年間完工高の工事種類の割合
土木工事:建設工事=70%:30%

★賦課金水準★

完工高	土木・建設工事補償 賦課金
1億円	168,000円 (160,080円)
5億円	840,360円 (800,400円)
10億円	1,680,960円 (1,600,800円)

※上記賦課金はA(土木・建設)コースのモデル例です。(土木のみ(Bコース)、建設のみ(Cコース)でもご加入いただけます。)実際の賦課金は工事種類の比率によって異なりますのでご注意ください。
なお、() 内は損害保険料、賦課金との差額は組合制度運営費となります。
※保険期間1年

傷害総合補償制度

モデル例
年間完工高の工事種類の割合
元請工事:下請工事=50%:50%

※下記は1口あたりの
賦課金です。

★賦課金水準★

補償内容	Sコース	Aコース	Bコース
死亡・後遺	1,000万円/1口	500万円/1口	1,000万円/1口
入院	3,000円/1口	3,000円/1口	
通院	2,000円/1口	2,000円/1口	
完工高	傷害総合補償賦課金		
1億円	91,200円 (86,880円)	64,680円 (61,560円)	53,040円 (50,520円)
5億円	345,840円 (329,400円)	244,440円 (232,800円)	201,600円 (192,000円)
10億円	678,840円 (646,560円)	479,520円 (456,720円)	395,880円 (377,040円)

※上記賦課金はモデル例です。実際の賦課金は元請・下請比率によって異なりますのでご注意ください。
なお、() 内は損害保険料、賦課金との差額は組合制度運営費となります。
※保険期間1年、団体割引20%適用

※賦課金の内訳について
第三者賠償補償制度の賦課金の内訳は、損害保険料(約84.375%)組合制度運営費(約15.625%)となります。
土木・建設工事補償制度および傷害総合補償制度につきましては、損害保険料(約95%)組合制度運営費(約5%)となります。

* 全建協連総合補償制度は、全建協連加盟協同組合に所属されている組合員の方のみがご利用いただける制度です。
* このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンへお問い合わせください。

SJ10-07279 (2010/10/22)

技 士 会

1. 「監理技術者講習」のお知らせ

平成25年度の「監理技術者講習」の今後の日程についてお知らせします。

今年は、あと1回しかありません。更新時期にきている方は忘れず受講してください。

平成26年度につきましては、本年同様5月、8月、11月に計画したいと思います。

日 程	会 場
平成25年11月20日（水）	宮 崎 県 建 設 会 館

※問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会（TEL 0985-31-4696）

監理技術者とは、

発注者から直接、公共工事を請け負い、そのうち、総額3,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合（土木）は、監理技術者を工事現場に置かなければなりません。

監理技術者は、常に最新の法律制度や技術動向を把握する必要があることから、現行の建設業法では、監理技術者講習を修了した日から5年を経過することのないように国土交通大臣に登録された監理技術者講習を受講し、講習修了証を携帯しなければならないことになっております。

また、講習修了証とは別に監理技術者資格証の交付を受ける必要があります。

2. 平成25年度第2回技術委員会を開催

平成25年9月6日（金）、今年度第2回技術委員会を開催しました。今年度10月に先行試行される電子納品の導入に関する「電子納品や電子検査について」工事検査専門員も交えて、発注者と意見交換を実施しました。

最初に、発注者側から平成25年10月開始の概要説明がありました。

次に、坂元委員長が自身の経験を踏まえ、国交省の電子納品の現状を説明しました。

それから、技士会が事前に提出した意見に発注者が応え、その意見についての質疑応答をする形式で進められました。

事前に提出された意見の内容は

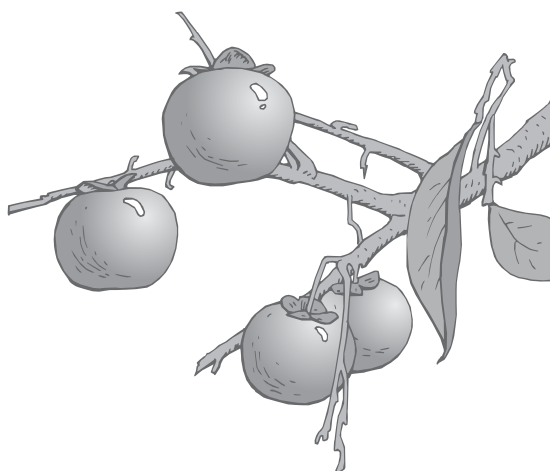
- ① 工事完成図について
- ② 電子納品要領について
- ③ 電子検査について
- ④ 二重納品について
- ⑤ 発注者への意見
- ⑥ 書類の簡素化について

の6項目でした。それぞれの項目について活発な意見交換が行われました。

特に、紙による成果品との二重化納品にならないよう、また、書類の簡素化につながるよう、強く要望しました。

3. 第18回 土木施工管理 技術論文・技術報告募集のお知らせ

（一社）全国土木施工管理技士会連合会では、技術論文・技術報告を募集しています。応募対象者は1・2級土木施工管理技士で個人または連名（共同執筆者は2人まで）となっています。工事規模の大小・工種の制限はありませんが、他団体、JCMに提出した論文・報告は応募できません。その他、詳細につきましては（一社）全国土木施工管理技士会連合会のホームページの技術論文、マンスリーレポート（2013.9）に記載されております。締め切りは、JCMホームページからインターネット応募される場合は、平成26年1月10日（金）、宮崎県技士会を通じて応募される場合は、平成26年1月8日（水）事務局必着となります。優秀な技術論文・技術報告は表彰されます。



建退共

1. 建設業退職金共済制度加入促進強化月間

10月は建設業退職金共済制度加入促進月間です。

5つの特徴

- ① 国の制度なので安全確実かつ簡単
- ② 退職金は企業間を通算して計算
- ③ 国が掛金の一部を補助
- ④ 掛金は損金扱い
- ⑤ 運営費は国が補助



建退共は50th もうすぐ

それぞれの時代 確かな退職金

1964 1968 1970 1987 1988 1991 2002 2012 2013

手帳は定期的に確認しましょう

建退共は建設業で働く労働者のための退職金制度です。 制度説明動画 配信中!

建退共 検索



独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部
〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL 03-6731-2866

建退共に参加するには？

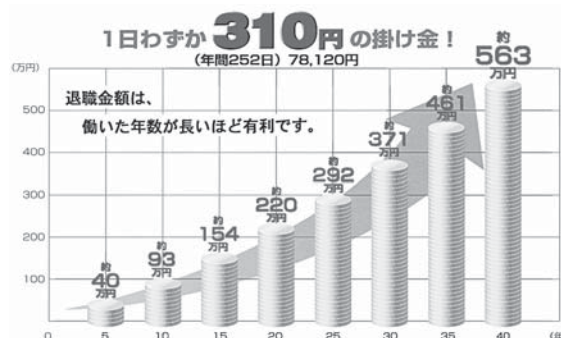
建設業を営む事業主なら、元請、下請を問わず加入、契約できます。

被共済者になる（手帳を持つ）には？

加入事業主が、建設現場で働く従業員を対象として申込みをしてください。

退職金を受け取るには？

手帳名義の本人が、「退職金請求書」に共済手帳、住民票を添えて、宮崎県支部に提出してください。退職金額は、働いた年数が長いほど有利です。



お問い合わせは

宮崎市橘通東2丁目9番19号 県建設会館3F

建設業退職金共済宮崎県支部 TEL0985-20-8867 FAX0985-20-8889

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（8月分）

建退共宮崎県支部

区分 月別	共 済 契約者数	被共済者数	区分 月別	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (7月の状況)
	社	名		冊	件	千円	千円
7月末計	2,961	47,761	前年度累計	399,809	45,398	27,238,430	113,180,330
加 入	6	110	当 月 分	630	89	71,538	69,733
脱 退	2	94	25 年 度 分	3,588	516	441,829	230,455
8月末計	2,965	47,777	累 計	403,397	45,914	27,680,259	113,410,785

厚生年金基金

1. 事 業 概 況（8月分）

1. 適 用

(平成25年8月末現在)

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
303 社	3,536	541	4,077

2. 給 付

(1) 老齢年金給付及び一時金の裁定状況（平成25年度）

(金額:円)

		当 月 分		年 度 累 計	
		件数	金 額	件数	金 額
退職年金	新規裁定	18	5,098,600	107	27,124,900
	失 権 者	6	1,042,200	52	8,774,400
選 択 一 時 金		3	3,088,400	39	31,042,200
脱 退 一 時 金 (企業年金連合会移換を含む)		18	2,351,300	75	11,985,000
遺 族 一 時 金		0	0	4	1,719,000

(2) 年金受給権者数

(金額:円)

件数	年 金 額	内 訳					
		全額支給		一部支給		全額停止	
		件数	年 金 額	件数	年 金 額	件数	年 金 額
5,963	1,277,086,300	5,857	1,223,425,900	39	24,790,200	67	28,870,200

3. 保有資産（時価）

年金給付等積立金	15,566,195,357 円
----------	------------------

建 災 防

1. 平成25年度宮崎県産業安全衛生大会の開催について

県内の各事業場における自主的な労働災害防止活動を推進し、広く安全意識の高揚を図ることを目的として、「宮崎県産業安全衛生大会」が11月7日（木）に佐土原総合文化センターで開催されます。

労働災害防止の重要性についての認識をさらに深め、安全衛生活動の着実な実行を図るために、多数の関係各位の方々にご参加頂くようご案内いたします。

+

安

全

安

心

な

職

場

づ

く

り

を

目

指

し

て

平成 25 年度

宮崎県産業

安全衛生大会

参加無料

平成25年
11月7日 木 13:30~16:00



宮崎市佐土原
総合文化センター
TEL(0985)72-2998 宮崎市佐土原町下田島20527-4
JR佐土原駅から徒歩5分

講演

人が元気
企業が元気

宮崎県立看護大学教授
医学博士 江藤 敏治 氏

主催・宮崎県労働災害防止団体等連絡協議会
■宮崎労働基準協会 ■建設業労働災害防止協会 ■林業・木材製造業労働災害防止協会
■陸上貨物運送事業労働災害防止協会 ■建設荷役車両安全技術協会 ■宮崎産業保健推進連絡事務所

後援
・宮崎労働局・管下労働基準監督署、宮崎県、宮崎市、連合宮崎、宮崎県労連、宮崎県経営者協会、
宮崎県商工会議所連合会、宮崎県商工会連合会、宮崎県中小企業団体中央会

共催
・全基連宮崎県支部

裏面もご覧ください

2. 死亡災害の発生について

会員事業場が元請の工事現場において死亡災害が発生しました。

同種災害防止のため、法面工事等におけるリスクアセスメントの実施、作業計画の作成・再検討、危険予知訓練の実施等、墜落災害防止対策の徹底をお願いします。

〔事故の概要〕

発生年月	業 種	被災者数	事故の型 起因物	災 害 発 生 状 況
平成25年9月	土木工事業	死亡1名	墜落・転落	治山工事現場において、法面のモルタル吹付けの補助作業に従事していた被災者が、親綱に取り付けていたロープを安全帯のD環から外し、斜面の小段を移動していたところ、約70メートル下に転落した。
			地山・岩石	

3. 「宮崎県最低賃金の改正」について（宮崎労働局からのお知らせ）

宮崎県最低賃金が時間額664円に改正

宮崎県最低賃金が、現行より「11円」引き上げられ、「時間額664円」に改正されます。改正された最低賃金は、平成25年11月2日より適用になる予定です。

最低賃金は、臨時雇い、パートタイマー、アルバイトを含む宮崎県内で働く全ての労働者に適用されます。

〔問合せ先〕

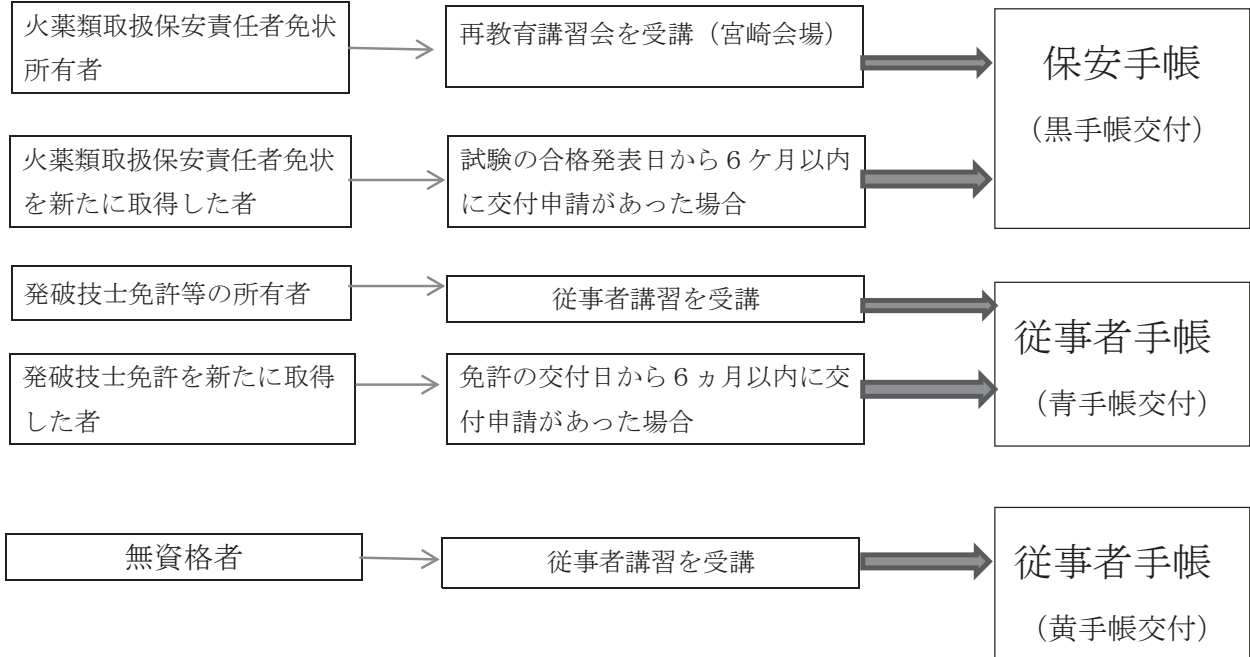
宮崎労働局労働基準部 賃金室

電話0985-38-8836

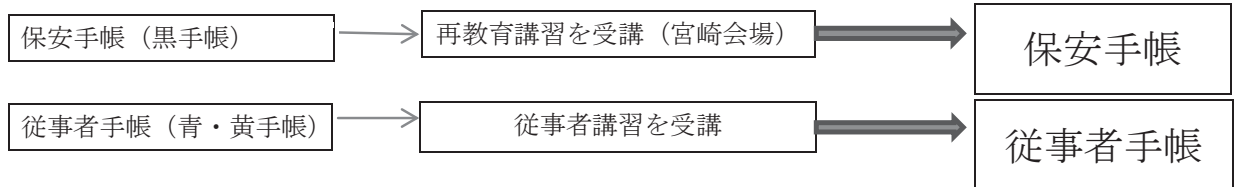
火薬保安協会

1. 保安手帳交付要領

1. 新規に手帳の交付を受ける場合

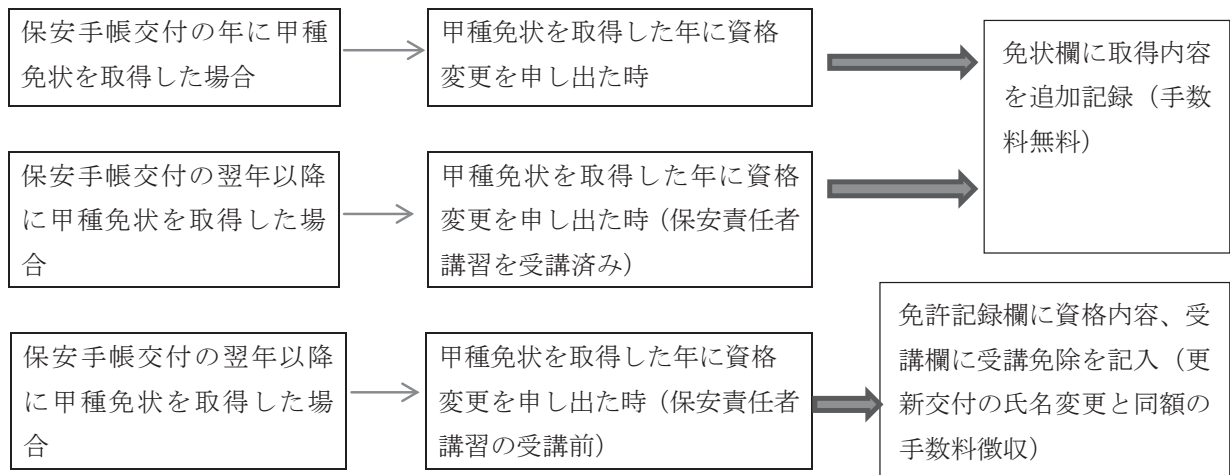


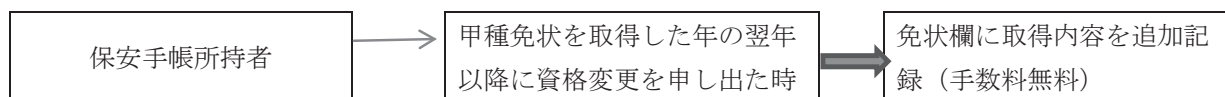
2. 期限内に保安責任者・従事者講習を受講しないで手帳を失効し、新たに手帳を申請する場合



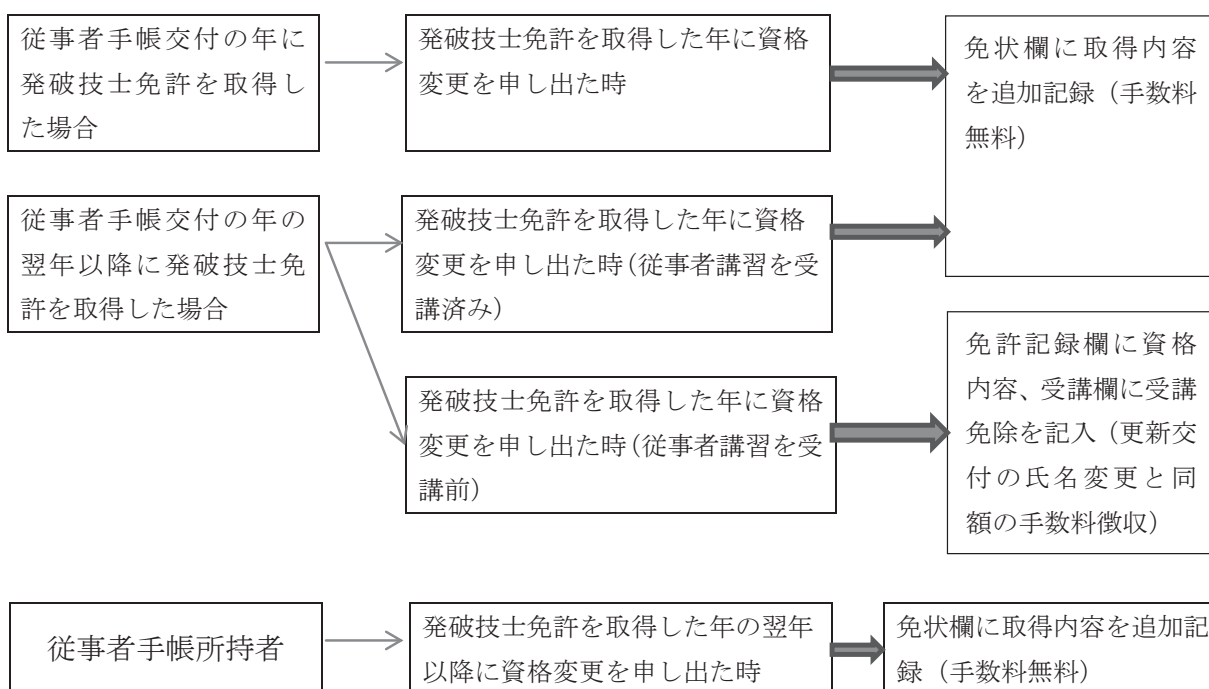
2. 保安手帳所持者が新たに免状・資格を取得した場合の取扱要領

1. 保安手帳所持者が新たに「甲種免状」を取得した場合の保安手帳の取扱い及び保安責任者講習の受講免除





2. 無資格者の従事者手帳所有者が「発破技士免許」を習得した場合の従事者手帳の取扱い及び従事者講習の受講免除



3. 講習会の日程について

本年の残りの講習会日程は次のとおりです。保安手帳の有効期限を確認し、講習受講の必要な方は、当協会への受講申込を急いで行ってください。

(1) 責任者及び従事者保安講習会

月 日	曜	開催地	講習会場	講習時間
10月10日	木	宮崎市	宮崎県建設会館	13:00～17:00
10月29日	火	高千穂町	高千穂建設会館	13:00～17:00
10月30日	水	日向市	日向建設会館	10:30～15:30
11月14日	木	西都市	西都建設会館	13:00～17:00
12月12日	木	宮崎市	宮崎県建設会館	13:00～17:00

(2) 再教育講習会

10月10日	木	宮崎市	宮崎県建設会館	10:00～17:00
12月12日	木	宮崎市	宮崎県建設会館	10:00～17:00

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（8月分）

西日本建設業保証㈱
宮崎支店

I. 全般の状況

（単位：件、百万円）

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
平成25年度	470	40.3%	16,791	48.6%	2,024	47.2%	84,149	47.6%
平成24年度	335	▲0.9%	11,300	21.2%	1,375	3.9%	57,010	17.5%
平成23年度	338	▲0.3%	9,321	▲21.9%	1,324	▲1.3%	48,519	▲17.9%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

II. 発注者別の状況

（単位：件、百万円）

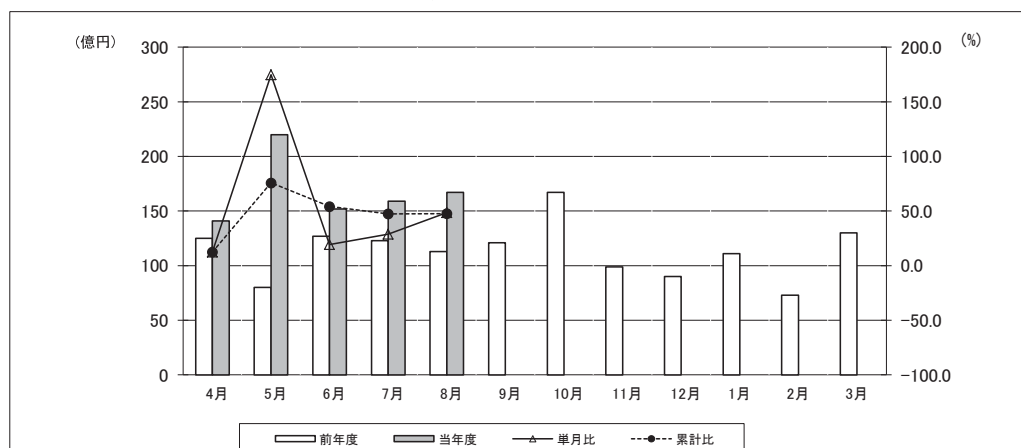
	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	53	32.5%	4,973	38.3%	256	51.5%	24,824	50.2%
独立行政法人等	3	50.0%	99	▲44.7%	32	▲11.1%	9,195	▲22.0%
県	176	66.0%	4,858	43.1%	732	90.6%	21,502	73.3%
市 町 村	231	25.5%	6,487	80.9%	981	27.9%	26,920	79.7%
そ の 他	7	133.3%	372	▲31.4%	23	21.1%	1,706	31.1%
計	470	40.3%	16,791	48.6%	2,024	47.2%	84,149	47.6%

III. 地区別の状況

（単位：件、百万円）

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	111	33.7%	3,791	21.5%	418	38.9%	17,748	52.5%
高 岡	11	10.0%	325	111.8%	74	64.4%	1,861	185.7%
西 都	27	58.8%	889	▲11.3%	105	87.5%	3,570	124.9%
高 鍋	28	86.7%	1,228	69.8%	110	69.2%	5,765	50.0%
日 南	22	22.2%	373	▲37.0%	122	40.2%	5,483	108.2%
串 間	18	▲10.0%	423	15.1%	80	31.1%	1,650	60.9%
都 城	55	1.9%	1,719	45.9%	243	26.6%	11,972	141.2%
小 林	55	57.1%	1,959	26.0%	217	55.0%	7,308	102.4%
日 向	60	62.2%	2,241	156.0%	308	57.9%	14,486	▲5.4%
延 岡	39	14.7%	2,774	76.4%	198	28.6%	10,995	9.8%
西 臼 杵	44	266.7%	1,064	582.5%	149	88.6%	3,306	91.8%
計	470	40.3%	16,791	48.6%	2,024	47.2%	84,149	47.6%

< 月別請負金額(前払保証分) >



2. 中間前払金制度のご案内

中間前払金制度とは、建設企業の資金需要への確に対応することを目的として、当初の前払金40%に加え、更に20%の前払金を請求することができる制度です。

<制度採用発注者>

宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高鍋町、新富町、国富町、綾町、木城町、川南町、都農町、門川町、美郷町、高千穂町、日之影町、椎葉村、諸塚村、国土交通省、農林水産省など。

<請求可能時期>

工期の2分の1を経過し、かつ工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が終了し、工事の出来高が50%以上となったとき。

<中間前払のメリット>

- ① 簡単な手続で工事代金が早く受け取れます。
- ② 一括現金払出のため、迅速な支払ができます。
- ③ 保証料が一律0.065%と格安です。

例:中間前払金1000万円の場合、保証料はわずか6500円です。

<保証申込時に必要な書類>

1. 保証申込書
2. 使途内訳明細書（「既済部分の材料費・労務費」として一括現金計上）
3. 認定調書（通知書）の写し

※ 認定調書とは、その工事が中間前払の支出要件を満たしていることを発注者が証明する書類です。中間前払金を請求可能な時期になりましたら「中間前金払認定請求書(申請書)」に「工事履行報告書」を添えて発注者に提出して下さい。発注者より「認定調書（通知書）」が発行されます。

平成25年度宮崎県内の中間前払保証実績（平成25年8月末現在）

（単位：件、千円）

発注者	件数	請負金額	増減率（件数）	増減率（請負金額）
国土交通省	1	156,660	<	<
宮崎県	54	1,858,031	0.0%	▲34.8%
宮崎市	10	273,715	11.1%	▲52.3%
都城市	2	24,491	100.0%	▲59.8%
延岡市	6	116,355	▲57.1%	▲74.3%
小林市	1	29,148	<	<
美郷町	1	15,550	▲50.0%	▲70.7%
計	75	2,473,951	▲8.5%	▲39.3%

●問い合わせ先：西日本建設業保証（株）宮崎支店
電話 0985-24-5656 FAX 0985-20-1167
URL <http://www.wjcs.net/>

(公財) 建設業福祉共済団からのお知らせ

建設共済保険加入促進月間 実施中!! 「リフレッシュ&スタート!!」

共済団は、保険業法の改正を受けて、厚生労働省と国土交通省の両省より「特定保険業」の認可を取得し、本年4月1日から、公益財団法人として、従来の共済制度と同様の「建設共済保険」をスタートさせました。

本年も引続き、建設共済保険制度の安定運営が行えるように一層の普及を図る為、10月1日から11月30日までの2ヶ月間、建設共済保険加入促進月間を実施しています。

当制度は、被災者等に対する追加的補償を行う「被災者補償」と労働災害の再発防止の費用等労働災害に起因する企業の諸費用を補償する「諸費用補償」から構成される法定外労災補償制度としての機能は勿論、被災者の子供に対する育英奨学金（業務上及び通勤災害により死亡、身体障害・傷病1～3級に該当した者の子を対象）も備えた制度です。

今年度も各都道府県建設業協会と連携の上、建設共済保険の加入促進を図るとともに、すでに建設共済保険に加入している保険契約者に対しては、年間完成工事高契約で補償の対象とならない役員、事務職員、製造業や林業などで働く労働者を補償する関連事業契約への加入を推奨しています。

加入促進月間中は、各都道府県建設業協会、支部・地区協会のご協力を得ながら、説明会の開催、ポスターの掲示、新聞・会報への広告掲載によるPR活動を行います。

《建設共済保険 年間完成工事高契約の概要》

主契約である年間完成工事高契約は、保険契約者が施工する全工事現場（元請の甲型共同企業体工事現場と海外工事現場を除く）に就労する労働者の業務災害または通勤災害を補償する契約です。

経営事項審査において加点評価されることもあり約2万5千社の事業所が加入しています。まだ、建設共済保険に加入していない事業所の皆さまは、この機会に是非ご検討ください。

《年間完成工事高契約の特長》

- 建設業界による自主的な共済保険で保険料が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの保険契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主（保険契約者）への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。



キャッチコピーの「リフレッシュ&スタート!!」は、本年4月1日より、公益財団法人として、従来の補償内容と変わらない「建設共済保険」を開始したが、周知、従業員代表者の同意等、働く人々にとってより一層充実しリフレッシュされた制度内容であることをアピールすることにより、事業主に「建設共済保険」への加入を促していきます。

〈共済団ホームページ〉資料請求や保険料試算もできます。ご利用ください。

URL → <http://www.kyousaidan.or.jp/>

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

(一社) 宮崎県建設業協会	TEL 0985-22-7171
(公財) 建設業福祉共済団	TEL 03-3591-8451

助け合い、未来を創る。



建設業界による自主的な
共済保険で保険料が安い。

元請・下請問わず
無記名で補償。

元請・下請それぞれの
保険契約者へ重複支払い。

企業の諸費用部分も補償。

事業主(保険契約者)への
速やかな支払い。

経営事項審査において
15点の加点。

公益財団法人 建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学 事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に
対して、要保育期間および小学校から大学までの在学
期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

取扱機関 (一社)宮崎県建設業協会 〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19 TEL.0985-22-7171 FAX.0985-23-6798

詳しい情報、保険料試算などの
お問い合わせは

Tel. 03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>